

居宅届の運用変更に係るQAについて

| 番号 | 内容                                                                                                      | 回答                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |
|----|---------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1  | 区分変更の場合、すでにサービスの利用は開始している状態である。居宅届の提出は必要か。                                                              | 「状態変更が見込まれ、変更後の認定区分でサービスを利用開始する日」＝「サービス利用開始日」であるため、同様に14日以内に居宅届を提出してください。<br>ただし、ここでいう区分変更とは、「支援から介護」または「介護から支援」を指しており、当然、居宅届の様式も異なります。すでに要介護状態からの重度変更については、届出の必要はありません。<br>⇒区分変更が却下された場合は、以前の介護度・認定期間が有効となるため、提出された居宅届は無効となります。無効となる届は市で適切に破棄します。却下となる旨の通知は、却下通知と被保険者証(再発行)を持って行います。                                                       |
| 2  | 見込み違い(要介護見込み⇒要支援認定など)となったときの、居宅届の再提出時期について                                                              | サービス利用開始日から14日以内に届出がされていたものの、見込み違いの場合で、あらためて届出を提出する場合は、従来どおり、認定結果が出て事業所が決定し次第、速やかに提出いただければ結構です。                                                                                                                                                                                                                                             |
| 3  | 暫定利用の際、支援か介護かわからない場合、居宅届をそれぞれ提出すればよいか。                                                                  | 本来、利用者のケアプランは、認定区分に合わせて、その利用するサービスに照らして作成されるものになりますので、居宅サービス計画、介護予防サービス計画、介護予防ケアマネジメントが重複して作成されることはありません。このことから、認定前にサービス提供の必要性があって届出をされる場合については、個別の利用者の「見込み」に応じた届出を1通提出してください。<br>なお、上記2の回答のとおり、認定結果が見込み違いとなった場合は、認定結果に則した届出の提出(もしくは対応)が別途必要となります。                                                                                          |
| 4  | 郵送の場合、消印有効とあるが、居宅届の届出日は消印の日となるのか。                                                                       | 被保険者証の「居宅介護支援事業者・・・」欄の届出年月日には届出日が記載されます。サービス利用開始日は被保険者証には記載されません。<br>今回の改正で、消印有効としたのは、郵便事情を考慮したもので、消印日＝届出日とするものではありません。郵送の場合は、受理日＝届出日とします。あくまで、届出が14日以内にされているかを判断する日に「消印日」も含むというものです。<br>なお、提出時に認定がでておらず暫定扱いとなる居宅届については、被保険者証に記載される届出年月日は、実際の日ではなく、市の介護保険システムへの入力日とします。※請求返戻の際の基準となる日のため<br>ですので、実際の届出日については、可能な限り控えをご用意いただく等のご対応をお願いいたします。 |
| 5  | サービス利用開始前に居宅届を提出することは可能か。                                                                               | 可能です。ただし、利用者の状態により、サービス利用開始日が変更になる可能性もあり、その場合は居宅届の再提出が必要となるため、利用が確実な日で提出をお願いします。<br>なお、まれに区分変更の申請に際し、居宅届の提出が先行して提出される場合がありますが、認定が既にあれば居宅届は当日中に処理、翌日に被保険者証発送の流れとなりますので、区分変更前の被保険者証が出力されることとなります。よって、区分変更に伴う居宅届の提出は、申請と同日以降(ただし14日以内)に提出をお願いします。                                                                                              |
| 6  | 資料2「居宅届の提出から給付管理までの流れ」内の、「介護見込みが支援になった場合」で、居宅に介護予防支援の指定がない場合、かつサービスが介護予防のみの場合、自己作成と記載されているが、それしかできないのか。 | 事前に包括と連携している場合は、包括から委託を受ける形で遡及しての給付管理が可能です。予防の居宅届を再提出してください。連携がなければ自己作成扱いとなります。                                                                                                                                                                                                                                                             |